

令和3年8月6日

各都道府県産婦人科医会会長 殿

公益社団法人日本産婦人科医会
会 長 木下 勝之

**「ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針」及び
「ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針」の一部改正について**

平素から本会の運営にご協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、表題に関しまして厚生労働省子ども家庭局長、健康局長、文部科学省研究振興局長より本会へ通知がございました。

下記改正概要につきまして、会員の先生方にご案内いただくなど、情報をご活用頂きますよう、よろしく願いいたします。

<改正の概要>

上記表題2指針の略称である「ゲノム編集指針」および「ART指針」において、ゲノム編集技術等を用いた基礎的研究におけるヒト胚の取扱いの方向性に関する見解として、遺伝性・先天性疾患、生殖補助医療研究を目的とした基礎的研究を容認するとともに、その要件（インフォームド・コンセントに係る説明事項、研究機関の基準、研究責任者の要件、倫理審査委員会の要件等）について追加がなされました。

【通知等一覧】

（資料1）「ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針」及び「ヒト受精胚

の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針」の一部改正について（通知）

（令和3年7月30日文部科学省研究振興局長、厚生労働省子ども家庭局長、健康局長通知）